

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年5月14日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当：浅里 豪
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アケティ南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

当初5月6日までだった緊急事態宣言が5月31日に延長されました。しかし、政府は今月14日ごろの専門家会議の評価次第で、一部地域においては感染防止と社会経済活動維持との両立に配慮した取り組みに段階的に移行する為、可能と判断すれば期限を待たずに宣言を解除する可能性を示唆しています。依然として厳しい状況が続いている中、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、令和2年4月30日に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律が施行されました。今回はその中から「消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例」の税制措置についてご説明致します。

1. 消費税の納税義務者

消費税は基準期間中(原則的には2年前)の課税資産の譲渡等の対価の額(以下「基準期間における課税売上高」といいます。)が1千万円を超えた場合に納税義務が発生します。この基準期間における課税売上高が1千万円以下の小規模事業者については、一定の場合を除き消費税の納税義務が免除されることになっています。

2. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出

消費税の納税義務が免除されない一定の場合に該当するものの一つに課税事業者の選択という制度があります。これは基準期間における課税売上高が1千万円以下の小規模事業者であっても、自ら消費税の納税義務者になりたい場合に課税事業者選択届出書を提出すれば消費税の納税義務者になることができるものです。

では、なぜわざわざ自ら課税事業者になるのかというと、免税事業者は消費税の納税義務がない代わりに還付の権利も原則なくなってしまうからです。つまり還付を受けようとするならば消費税の納税義務者になっておく必要があるのです。では、免税事業者がその課税期間中に大きな設備投資をしたことで、仕入れに係る消費税が大きくなった事により還付を受けたいと思った場合、その課税期間中に課税事業者選択届出書を出せば還付を受けることができるのかといえ、届出書の効力は翌課税期間からなので原則認められません。さらに、課税事業者選択届出書を提出した事業者は、課税事業者の選択をやめようとするときは課税事業者選択不適用届出書を提出して免税事業者に戻ることは出来るのですが、課税事業者選択届出書を提出してから2年間(一定の場合は3年間)は免税事業者に戻る事が出来なくなる縛りがあります。

3. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

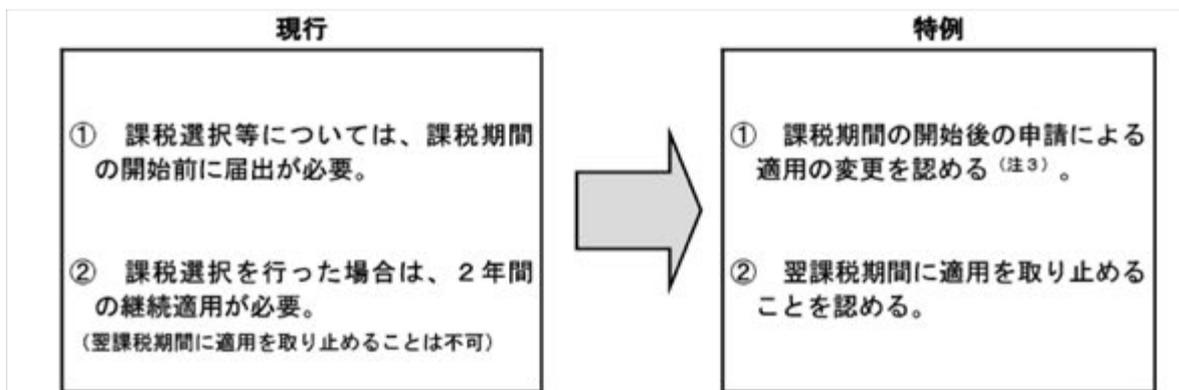
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間(一ヶ月以上)における売上げが著しく減少(前年同期比概ね50%以上)した場合、一定の要件を満たせば課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択に係る適用を変更することができます。

要件： 令和2年2月1日～令和3年1月31日までの期間に売上減少が生じた期間があること

その課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得ること

(2) 事業者の実情に応じた対応を可能とするため、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等()は適用されません。

() 課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件、課税事業者を選択した事業者又は新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等の3年間の継続適用要件をいう。



(出典：財務省「税制上の措置の各項目の説明資料」)